

下松市建設工事の発注における特例監理技術者及び監理技術者補佐の取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下松市建設工事の発注における工事(以下「市発注工事」という。)に係る監理技術者の専任の緩和に関し、特例監理技術者及び監理技術者補佐の取扱で必要な事項を定めるものとする。

(兼務対象工事)

第2条 受注者は、請負設計金額が3億円未満(営繕系工事の場合は2億円未満)の市発注工事の監理技術者の職務を兼ねさせることができる。

(兼務要件)

第3条 受注者は、市発注工事において特例監理技術者を配置する場合は、次のすべてに該当するものでなければならない。

- 1 監理技術者補佐を専任で配置すること
- 2 監理技術者補佐は必要な資格を有する者であること
- 3 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること
- 4 同一の特例監理技術者を配置できる工事の数は同時に2件までであること
- 5 特例監理技術者が兼務する工事現場間の距離が概ね10km以内であること
- 6 特例監理技術者は主要な会議への参加、工程の立会等を適正に遂行できること
- 7 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること
- 8 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること

(特例監理技術者配置の審査・確認等)

第4条 条件付一般競争入札の特例監理技術者配置の審査・確認等は以下のとおりとする。

1 条件付き一般競争入札

(1)入札手続き時

入札公告に、特例監理技術者の配置の認否を明示するものとする。特例監理技術者の配置を条件により認める工事にお

いて、入札参加者は特例監理技術者の配置を予定する場合には、一般競争入札参加申請書に別記第3-1号様式（特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項）を添付するものとし、この添付があることを以て兼務可能であるものとして、入札参加資格の確認を行うものとする。

(2) 落札決定後

当該工事へ特例監理技術者を配置することとなる場合（一般競争入札参加申請書に別記第3-1号様式の添付があるものに限る。）要件を満たすことの確認を行うため、落札決定後速やかに確認できる資料（別紙1）の提出を求め、確認を行うものとする。

2 指名競争入札

(1) 入札手続き時

現場説明書に、特例監理技術者の配置の認否を明示するものとする。

(2) 落札決定後

当該工事へ特例監理技術者を配置することとなる場合、要件を満たすことの確認を行うため、落札決定後速やかに確認できる資料（別紙1）の提出を求め、確認を行うものとする。

（契約済工事等の対応）

第5条 特例監理技術者配置の契約済工事等の対応は以下のとおりとする。

(1) 契約済工事

兼務対象工事であって、監理技術者が配置されている工事においては、本工事が兼務対象工事であること、及び兼務の要件等について、工事打合せ簿（記載例）により受注者へ通知するものとする。

(2) 未契約工事

兼務対象工事である場合、契約後、本工事が兼務対象工事であること、及び兼務の要件等について、工事打合せ簿（記載例）により受注者へ通知するものとする。

（その他）

第6条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

【別紙 1】

監理技術者の兼務要件を満たすことを確認できる資料

項目	要件	確認書類
監理技術者補佐	監理技術者補佐の資格を有すること	一級施工管理技士等の国家資格の合格証の写し、又は、学歴や実務経験を証明する書類など
	直接的かつ恒常的な雇用関係を有すること	健康保険被保険者証の写しなど
兼務する他の工事	同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとすること	特例監理技術者が兼務する工事のコリンズの写しなど
他の工事との距離	兼務できる工事の施工場所は、本工事の施工場所から概ね10km以内であること	本工事場所と他工事の距離が確認できる資料
兼務する場合の施工体制	<p>以下の点について明らかにすること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行する ・ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制をとる ・ 監理技術者補佐が担う業務等 	業務分担、連絡体制等を記載した書類

1 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を、次項に定める条件に適合した場合に認める工事である。

2 本工事において、特例監理技術者の配置を行う場合は、以下の(1)～(8)の要件を全て満たさなければならない。

(1)建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

(2)監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定と同じであること。

(3)監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(4)同一の特例監理技術者を配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。）

(5)特例監理技術者が兼務できる工事の施工場所は、本工事の施工場所から概ね10km以内の工事であること。なお、兼務する工事の発注機関は問わない。

・本工事場所と他工事の距離が確認できる資料

(6)特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。

(7)特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

(8)監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

・上記(6)～(8)について記載した業務分担、連絡体制等を記載した書類

3 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務することとなる場合、前項(1)～(8)の事項について確認できる書類（別紙1）を提出すること。

4 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、適切にコリンズへの登録を行うこと。